		变更前							ž			備考
(品質保証計画) 第122条の2 第12章に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり,以下のとおり品質保証計画を定める。 (中略) 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 (中略) (中略) (中略) (中略) (中略) (中略) (中略)												
以下の 第122条の2 の 関連条項	D文書 原子力品質保 証規程の関連 条項	名 称	文書番号	管理箇所	第12章の 関連条文	以下の 第122条の2 の 関連条項	D文書 原子力品質保 証規程の関連 条項	名 称	文書番号	管理箇所	第12章の 関連条文	
		(中略)				(中略)						
7.1 ,7.2.1 , 7.5 , 8.3	, 7.1 , 7.2.1 , 7.5 , 8.3	定例試験マニュアル	NM-51-14	原子力運営管理部	第131条,第138 条,第142条,第 144条	\$140夕 笠	7.1 , 7.2.1 , 7.1 , 7.2.1 , 定例試験マニュアル 7.5 , 8.3 7.5 , 8.3	定例試験マニュアル	NM-51-14	原子力運営管理部	第131条,第138 条,第142条,第 144条	
7.5,6.5	7.5,6.5	作業管理マニュアル	NQ-51-8	原子力品質・安全 部	第132条			作業管理マニュアル	NQ-51-8	原子力品質・安全 部	第132条	
7.1 ,7.2.1 ,	6.3,6.4,7.1, 7.2.1,7.5, 8.3		FS-57 • PI-002	福島第一安定化センター電気・通信 基盤部		7.1,7.2.1, 7.5 6.3,6.4, 7.1,7.2.1, 7.5,8.3	7.5	保守管理基本マニュアル 計装・通信設備の保守管理マニュアル	NM-55 FS-57 • PI-002	原子力運営管理部 福島第一安定化セ ンター電気・通信 基盤部	第132条 第132条,第138 条,第140条,第 141条,第143条, 第144条,第146	記載の明確化等
		(中略)				7.3,0.3	0.3	(中略)		李 盖 即	条,第167条	
(省略)						(省略)						

変更前	变更後	備 考
(保守管理) 第132条 安定化センター各GM又は各GMは,表132に定めるマニュアルに基づき,設備又は機器とに保全方式 ¹ 及び保全方法 ² を定めた保全計画(必要に応じて消耗品等の準備を含む)をこれに基づき点検,補修,取替え及び改造等の保全を実施するとともに,その結果を記録する作業管理は「NQ-51-8作業管理マニュアル」に基づき実施する。 (中略)		
表 1 3 2	表 1 3 2	
マニュアル名称関連条文	マニュアル名称関連条文	
(中略)	(中略)	
FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の 第 1 4 0 条の 2	FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の 第 1 4 0 条の 2	
運用・保守管理マニュアル	運用・保守管理マニュアル	記載の明確化等
	<u>MM-55 保守管理基本マニュアル</u> <u>第149条の6 ³,第160条 ⁴</u> <u>3:放出管理用計測器のうち,排気筒モニタのみ該当する。</u>	
	<u>3.放山自连用計測品のづち, 作気間モニタのみ該当する。</u> 4:放射線計測器類のうち, エリアモニタのみ該当する。	

变更後	備考		
(放出管理用計測器の管理)			
第149条の6			
そめる放出 各GMは ,「FS-57・RE-001 気体の廃棄物の管理マニュアル」に基づき , 表 1 4 9 0	の6に定める放出管		
た場合は, 理用計測器について,同表に定める数量を確保する。ただし,故障等により使用不能	能となった場合は,		
修理又は代替品を補充する。			
表 1 4 9 の 6			
分類 計測器種類 所管GM 数量	量		
排気筒モニタ 計測制御GM 3台— 放射性気体廃棄物	記載の明確化等		
放出管理用計測器 試料放射能測定装置 放射線・化学管理 G M 1 台—	2		
1:5,6号炉共用排気筒モニタ,5号炉非常用ガス処理系排気筒モニタ及び6号炉非常用ガス処			
	6 号炉非常用ガス処		
<u>理系排気筒モニタの合計の台数</u>	6 号炉非常用ガス処		
<u>理系排気筒モニタの合計の台数</u>	6 号炉非常用ガス処		
	6号炉非常用ガス処		
<u>理系排気筒モニタの合計の台数</u>	6号炉非常用ガス処		

变更前 变更後 備 考

(外部放射線に係る線量当量率等の測定)

第159条

安定化センター各GM又は各GMは,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」 に基づき,表159-1及び表159-2(第151条の2第1項(2)の区域内にある汚染のお それのない管理対象区域内に限る)に定める管理対象区域内における測定項目について,同表に定 める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限り でない。

2.福島第一原子力発電所放射線安全GM(以下「放射線安全GM」という。)は 「NM-58 福島第一原 │2.福島第一原子力発電所放射線安全GM(以下「放射線安全GM」という。)は 「NM-58 福島第一原 子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、表159-1に定める周辺監視区域境界付近(測 定場所は図159に定める。)における測定項目について,同表に定める頻度で測定する。

(中略)

表159-1

場所	測定項目	所管GM	測定頻度
1.管理対		安定化センター各GM	放射線レベル
象区域内	 机动轨射组上移区组是业是变	又は各GM	に応じて
(管理区域	外部放射線に係る線量当量率	放射線・化学管理 G M	毎日運転中に
内を含む)		2	1回
1	外部放射線に係る線量当量	放射線・化学管理 G M	1週間に1回
	空気中の放射性物質濃度	放射線・化学管理GM	1週間に1回
	表面汚染密度	放射線・化学管理GM	1週間に1回
2 . 周辺監	空気吸収線量	放射線安全GM	3ヶ月に1回
視区域境界	空気吸収線量率_3	放射線安全GM	常時
付近	空気中の粒子状放射性物質濃度	放射線安全GM	3ヶ月に1回

- 1:人の立入頻度等を考慮して,被ばく管理上重要な項目について測定
- 2:5号炉及び6号炉のエリアモニタにおいて測定する項目
- 3:モニタリングポストにおいて測定する項目

(省略)

(外部放射線に係る線量当量率等の測定)

第159条

安定化センター各GM又は各GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に 基づき,表159-1及び表159-2(第151条の2第1項(2)の区域内にある汚染のおそ れのない管理対象区域内に限る)に定める管理対象区域内における測定項目について,同表に定め る頻度で測定する。ただし,人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については,この限りで

子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき,表159-1に定める周辺監視区域境界付近(測 定場所は図159に定める。)における測定項目について,同表に定める頻度で測定する。

(中略)

表159-1

場所	測定項目	所管GM	測定頻度
1.管理対		安定化センター各GM	放射線レベル
象区域内	外部放射線に係る線量当量率	又は各GM	に応じて
(管理区域		放射線・化学管理 G M	毎日運転中に
内を含む)		2	1 回 3
1	外部放射線に係る線量当量	放射線・化学管理 G M	1週間に1回
	空気中の放射性物質濃度	放射線・化学管理 G M	1週間に1回
	表面汚染密度	放射線・化学管理 G M	1週間に1回
2 . 周辺監	空気吸収線量	放射線安全GM	3ヶ月に1回
視区域境界	空気吸収線量率-4	放射線安全GM	常時
付近	空気中の粒子状放射性物質濃度	放射線安全GM	3ヶ月に1回

- 1:人の立入頻度等を考慮して,被ばく管理上重要な項目について測定
- 2:5号炉及び6号炉のエリアモニタにおいて測定する項目
- 3: 当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり,修理又は代替品の補充が速やかに実施 できず,当該エリアの外部放射線に係る線量当量率が定められた頻度で測定できない場合は,他 <u>のエリアモニ</u>タの計測値で代替する。
- 4:モニタリングポストにおいて測定する項目

(省略)

記載の明確化等

変更前 変更後 (放射線計測器類の管理) (放射線計測器類の管理) 第160条 第160条 安定化センター各GM又は各GMは,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に 安定化センター各GM又は各GMは,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基

表160

	分	類	計測器種類	所管GM	数量		
	(中略)						
3	.放射線	監視用	モニタリングポスト	放射線安全GM	8 台		
	計測器		エリアモニタ	計測制御GM	8 2 台 2		
4	.環境放	射能用	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1台 1		
	計測器		積算線量計測定装置	放射線安全GM	1 台		

1:表149の6の試料放射能測定装置と共用

により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。

2:5号炉及び6号炉におけるエリアモニタの台数。なお,管理区域外測定用の2台を含む

基づき,表160に定める放射線計測器類について,同表に定める数量を確保する。ただし,故障等┃づき,表160に定める放射線計測器類について,同表に定める数量を確保する。ただし,故障等に より使用不能となった場合は,修理又は代替品を補充する。

表160

	分	類	計測器種類	所管 G M	数量		
	(中略)						
3	. 放身	寸線 監 視	モニタリングポスト	放射線安全GM	8 台		
	用計	則器	エリアモニタ	計測制御GM	8 2 台 2 3		
4	. 環均	竟放射能	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1 台 ¹		
	用計	則器	積算線量計測定装置	放射線安全GM	1 台		

記載の明確化等

1:表149の6の試料放射能測定装置と共用

2:5号炉及び6号炉におけるエリアモニタの合計の台数。なお,管理区域外測定用の2台を含む。

3: 当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり, 修理又は代替品の補充が速やかに実 施できない場合には,当該エリアの立入りが可能となった後,速やかに修理又は代替品を補充 する。

変更前	変更後	備考
附	附則	
附則(<u>平成24年8月23日 20120810原第10号</u>) (施行期日) 第1条 この規定は, <u>平成24年8月24日から</u> 施行する。	附則(<u>平成 年 月 日 原第 号</u>) (施行期日) 第1条 この規定は, <u>経済産業大臣の認可を受けた日から10日以内に</u> 施行する。	
(省略)	(省略)	